

## 公文書保存

# 隠したがる意識を変えよう

政府や自治体の作る公文書は国民の共有財産なのに、最近保存される公文書数が激減している。

公文書の適切な管理と国民の求める情報公開は、民主制度を支える屋台骨だ。その意識に乏しい役人が重要書類を勝手に廃棄したり、ロッカーに眠らせたりしているのではないか。

権力を行使する機関は、自らの意思決定を国民に説明する責任を負っている。それは同時代に生きる人たちだけでなく、将来の人々にも及ぶ。説明責任を確保する仕組みが公文書館制度だ。仕組みの精密さは、大げさに言えばその国の民主主義の成熟度に比例する。

東京・北の丸にある国立公文書館に、江戸や明治時代の資料が充

実しているのは、先人の英知をしのばせる。ところが、戦後の所得倍増計画や公害問題などを伝える資料はごく断片的にしか残されて

いない。いびつな保存状態に役人の恣意的な判断が働いているとしたら、恥すべきことだ。

る。それまで年平均1万7000だったファイル数が03年度は半数近くまで減った。なぜ、こんなことが起きたのか。

公文書は最長で30年の保存期間がたつと、公文書館で保存するか、廃棄するか、役所での保存をさらに延長するかが規則で決められている。独立法人化する前の公文書館は、どの文書を保存するかについて、各官庁と対等に協議できた

が、法人化後は内閣府に希望を伝えるだけで、役所に直接要請できなくなった。さらに省庁再編によるさまざまな引き継ぎで散逸した文書もあるという。しかし、もっと

大きな理由は、01年の情報公開法の施行以降、各官庁が公開することと消極的な「隠ぺい体質」があげられる。

この状態が続くと、公文書館は歴史を検証する施設としては無用のものになりかねない。

危機感を抱いた官房長官の私的懇談会はすでに改革案をまとめているが、それらの提案を踏まえて

制度充実へ注文したい。

まず、すべての公文書は原則保存することを求めたい。もともと基準があいまいだったために、保存に混乱が起きた。基準を明確化すると、役人の恣意的判断の入る余地がない。

国は「電子政府」を推進している。電子媒体による文書保存(デジタル・アーカイブ)ならば資料が膨大になることはない。もとより保存に値しないような文書の作成まで勤めているわけではない。

資料を評価するには高度の知識と実務能力をそなえた専門職(アーキビスト)の養成も急がなければならない。米国の国立公文書館の職員は2500人だが、わが国は42人しかない。公文書作成後3年から30年までのものを省庁横断的に集中管理する「中間書庫」構想も有効だろう。

だが、どんな改革案よりも制度に魂を入れる大前提は、役人の「隠そう」という意識を変えさせることにある。